

大山崎町長  
前川 光 様

有限会社おとくに福祉研究所  
きょうと福祉俱楽部  
管理者 有田和生

いつも町民の健康増進にご尽力いただき感謝致します。  
さて貴町の「在宅高齢者等給食サービス事業」の運用について疑問がありますのでご多忙の折大変恐縮ですが下記質問項目に回答をお願い致します。

#### 質問事項

1. 貴町の要項では対象者への給食配食は「要項」第3条で4項目の条件を満たすものを対象とするとしています。

しかしながら実際の運用で介護保険による介護サービスを利用した日には利用させないという運用がなされています。

それは要項に示す対象者からは導き出せません。  
そのような運用をする根拠をお示し下さい。

1. 貴町担当者は重度の障がいを持つ高齢者が「細切れの」介護保険サービスでは見守りが不完全と理解しながら、給食サービスは対象とならないと発言しています。

貴町の「要項」からその解釈を導き出すならば該当する文書を示して下さい。

1.8月24日に行った当事務所の有田と貴町、山岡氏らとの「話し合い」のなかでは毎日配置されている福祉サービスを根拠に「利用出来ない」としていました。

この利用制限の理解は貴町職員から説明を受けている多くの貴町内のケアマネージャの理解でもあります。

要項から導けないこれまでの貴町の説明に問題はありませんか？  
問題がないとするならあらためてその説明の合理性をご教示下さい。

1. 前項の貴町の説明があつたにもかかわらず一転、8月28日には第3条3項を根拠に「利用出来ない」と貴町は見解を変えました。その根拠は申請者の主治医意見書と認定調査とお答えになりました

しかし、利用を希望とする方は自力で会話は可能です。

また見守りは必要でも自力で食事の摂取は可能です。

であるにもかかわらず、事業対象ではないとするのであれば、その根拠を明確にお示し下さい。

実態を見ないで医師意見書、認定調査で判断に足りるとする根拠もお示し下さい

1. 貴町担当者は当方が示した長岡京市の例を確認したとしています。

そして、長岡京市とは考え方方が違うと述べています。

しかし同じ根拠法令を元に作られた事業であるにもかかわらず、長岡京市とは違うという発言には説得力がありません。

長岡京市も貴町も見守り目的で制度設計され、根拠法令も同じ。なぜ長岡京市でできる事が大山崎町ではできないのか根拠法令のどのような解釈から導かれるのかお示し下さい。

以上4点について質問致します。

回答については9月2日(水)必着にて文書での回答をお願い致します。

なお、この件で多くの現場職員に問い合わせたところ、現場の多くがこの運用に疑問を持ち、事業所連絡会でも意見は出ているという実情を聞かせて頂きました。

貴町が町民の暮らしと生命を守る立場に立ち、現場とともに力を合わせて頂く事を強く願います。

以上